認められた兆候の概要

①宿舎及び②防災用途施設は、当該固定資産の稼働率が取得時の想定と比べて低下しているため減損の兆候を認めております。

③事業用地等は、取得時に想定した使用可能性を著しく低下させる変化が生じ、又は生ずる見込みがあるため減損の兆候を認めております。

減損の認識に至らなかった根拠

当該固定資産は経常的な保守管理を行い、使用目的に従った機能を現有しており、施設管理を行っていくための管理施設及びその付随施設として使用していくため、減損を認識しておりません。

⑵　金融商品の時価等

１）金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金並びに国債、地方債及び地方公共団体金融機構債に限定し、財政融資資金及び水資源債券の発行により資金を調達しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び地方公共団体金融機構債を保有しており、全て満期保有目的債券であります。

割賦元金は、借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合に、当該借入金及びその支払利息が負担者の負担に帰すべきものとして確定した金額であり、未回収分を債権として計上しております。

借入金等の使途は一時的な資金不足への対応及び事業用固定資産の建設資金であり、主務大臣の認可を受け、資金調達を行っています。

２）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①有価証券及び投資有価証券	100,141,357,196	100,537,062,900	395,705,704
②割賦元金	454,936,873,393	515,965,166,340	61,028,292,947
③水資源債券	(29,700,000,000)	(29,768,080,000)	(68,080,000)
④長期借入金	(436,724,585,896)	(475,751,499,602)	(39,026,913,706)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

割賦元金は流動資産に計上されているものを含み、水資源債券及び長期借入金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

①有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

②割賦元金

割賦元金の時価については、その将来キャッシュフローを国債利回りで割り引いて算定する方法によっております。

③水資源債券

当機構の発行する水資源債券の時価については、市場価格によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　賃貸等不動産の時価等

当機構は、将来の使用見込みがなく遊休状態である土地、建物等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,554,962,271	△ 1,031,570,336	523,391,935	817,845,620

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額は、次のとおりであります。

遊休状態となった不動産の追加による増加　15,204,188円

減損額計上による減少　17,870,776円

売却等による減少　1,028,903,748円

（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

当機構は、石綿含有吹き付け材を使用した事業用建物を有しております。これらについては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であり、囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続し、解体を行う予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （百合ヶ丘宿舎） 帳簿価額（取得時）：766,374,320円 帳簿価額（申請時）：689,402,409円
⑵　不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶　国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	―
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	―
⑹　国庫納付等の額	766,374,320円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成27年３月30日
⑻　減資額	766,374,320円